

英国・欧州における社会的養護に関する 実証的研究の変遷と実践への影響

Transitions in Empirical Studies about Children's Out-of-Home Care and the Influence on Practice in the UK and Europe

上鹿渡 和 宏*

Kazuhiro KAMIKADO

1. はじめに～ ボウルビィ (John Bowlby) の英国児童福祉における評価

ホルマンによれば、英国児童福祉においては1940年代に要養護児童への社会の関心が高まり、地方自治体での児童部を中心とした専門的な支援が提供されるようになった。50年代は児童部が子ども向けサービスの確立に尽力した時代であり、1960年代には児童部の拡大が実現した。ホルマンは「1940年代から60年代は児童福祉の黄金時代」と評した¹⁾。この発展は多くの福祉を専門とする実践家や研究者によって支えられたものであるが、この取り組みを理論的にも、実践的にも支えた児童精神科医の一人が、母子関係論を発展させたボウルビィであった。ホルマンは英国における里親委託優先という方向性もボウルビィによって強化されたという²⁾。

津崎はボウルビィの英国児童福祉における貢献として、研究成果の児童福祉施策実務への論理的に明快な適用と指導的立場の実務家要請を挙げている³⁾。また、ボウルビィの「乳幼児の精神衛生 (Maternal Care and Mental Health)」⁴⁾の出版については時宜を得たもので、児童ケアに対する影響は計り知れないものがあつたとされ⁵⁾⁶⁾、さらに、20世紀の終わりにヨーロッパのいくつかの国で大規模施設ケアの割合の減少がもたらされたのも、

ボウルビィの提言によるものであつたともされている⁷⁾。

英国においては児童福祉に関わる実践家からボウルビィの名前が挙げられることは多く、今も英国で児童福祉に関わる専門家に影響を与え続けていると考えられる。中でも社会的養護について具体的方向性を検討する際には、ボウルビィの提示した方向性とその展開について整理することで多くの示唆が得られると考える。

本稿では、最初に1951年に出版されたボウルビィのWHO報告「乳幼児の精神衛生」について内容を整理し、当時とその後への影響についてまとめる。そして、他の研究者による実証的研究の成果の中から筆者が注目しているものについて概略を述べ、さらにこれらの成果に基づいて、取り組まれた実践的プログラムについて提示する。

2. ボウルビィの児童福祉領域における功績と影響

2-1. 1951年WHO報告書 第一部

ボウルビィの児童福祉領域における重要な貢献の一つとして、1951年報告の内容とその影響を挙げることができる。ボウルビィはその後多くの著作を残しているが、この1951年報告において児童福祉、社会的養護についての重要な検討や提

*社会福祉学部准教授

言が数多くなされている。

具体的内容としては、第一部において親との分離・喪失にかかわる臨床的な観察や諸研究を総合し、乳幼児では特定の愛着対象（母親的人物）との持続的、個別的で一貫性のある情愛に満ちた関係性の形成こそが心身の発達にとって最重要であると主張した。さらに人生早期の母性的かかわりの剥奪による、心身への深刻なダメージについても訴えた⁸⁾。

ボウルビイはこの第一部において回顧的、追跡的研究レビューに基づいて安全限界（どうしても必要な場合にはどの程度の愛情の喪失が許されるのか、すでに生じた損傷を回復するにはどれほどの期間が必要であるか）を探ろうとした。また、研究上の課題としては、安全限界について、喪失以外の要因による影響、心理学的技術以外の生理学的測定法（脳波等）の利用が挙げられている⁹⁾。

この第一部については、のちにマターナル・デプリベーション（母親剥奪）の問題として多くの論争を巻き起こすことになる。特に、英国の児童精神科医ラッター（Michael Rutter）は1960年代よりマターナル・デプリベーションに関心を持ち続け、1972年にそれまでの様々な研究結果を整理し出版している¹⁰⁾¹¹⁾。さらに1992年よりThe English and Romanian Adoptees (ERA) studyを通して、この問題に検討を加えている。ERAにおいては施設でのデプリベーション（institutional deprivation）に関連する問題が扱われているが、これについては本稿3-2で詳述する。ERAが、こうした一連の流れの中に位置づけられる研究であることはRutter et al. (2000)¹²⁾の中に示されている。

2-2. 1951年WHO報告書 第二部

第二部では、「母性的養育の喪失の防止」と題して、以下のような項目に分けて具体的内容が論じられている¹³⁾。

- ・家庭の意義
- ・西欧社会における家庭崩壊の原因：特に精神医学的要因について
- ・家庭の崩壊の防止
- ・嫡出でない子どもと母性的養育の喪失の問題
- ・代用家族 I：養子縁組
- ・代用家族 II：養育ホーム

- ・集団保護
- ・不適応児および健康不良児の保護
- ・児童保護事業の運営と研究上の問題

第二部において、ボウルビイは子どもにとって家庭という環境のもつ重要性を主張する。そして、子どもの養育に失敗した（またはそう疑われる）家庭の原因を慎重に検討すると、単に精神医学的技術だけでの解決は不可能で、更に広範な知識を持ったソーシャルワーカーの必要性が明らかになると指摘した。一方で、精神医学的知識の必要性も同時に指摘し、「むしろ今までこの原因の究明が遅れていたのは、精神医学的理解が不十分であったためだといっても差しつかえない。」と主張した¹⁴⁾。ここに児童福祉の領域で児童精神医学の果たすべき役割の一つが提示されており、また、ここに挙げられたような子どもの問題の解決のためには児童福祉の領域での専門家養成が必須であるとされ、ボウルビイはこれを実践していく。

また、ボウルビイは西欧社会における家庭崩壊の原因（特に精神医学的要因について）を分析し、「成人の人間関係能力の欠陥が幼児期における正常な家庭生活の喪失によって生じ・・・次の世代に対して、また良くない親になるといった社会的悪循環が繰り返される…この悪循環こそが最大の問題である」¹⁵⁾とまとめた。いわゆる虐待の世代間連鎖にも関連する指摘である。

さらに、子どもや家族の貧困問題との関連についても論じ、具体的に5歳あるいは3歳未満の子どもを持つ家庭に特別多額の扶養料を支給するなど具体的な提案もしている¹⁶⁾。これに関連して、ボウルビイには「子どもの貧困と闘うグループ（CPAG）」が実践家40名の連名で子どもの貧困問題について提言した「首相への手紙」¹⁷⁾などソーシャルアクションとしての功績も挙げられる。山野¹⁸⁾によれば2008年が日本の「子どもの貧困発見元年」とされているが、英国においては1951年の時点ですでに指摘され、ボウルビイもその一人であったことは注目に値しよう¹⁹⁾。

「虐待の世代間連鎖」「子ども、家庭の貧困問題」はまさに近年の日本において話題となっている問題であるが、60年前に社会的視点からこのような考察がなされ、この問題にかかわる専門家に共有され、対応が検討されたことが後の英国児童福祉

の発展の基礎を作ったと考えられよう。

第二部において、ボウルビィは具体的な方法についても、社会医学的観点、予防医学的観点からの非常に先見性のある鋭い指摘をしている。

ボウルビィは家庭崩壊防止のための手立てを、社会経済的、社会医療的項目に分けたうえで、さらに直接的視点(個別具体的な対応などマイクロレベル)と、長期的視点(社会システムとしての問題把握などマクロレベル)から、それぞれの対策を検討し提言する²⁰⁾。

具体的には「直接的社会経済的援助」として政府が施設乳児たちに税投入するにもかかわらず、家庭で何とか子どもを養育している単親家庭などには支援しないことの矛盾を指摘し、予防的な経済的介入の必要性について述べている。さらにボウルビィは「愛情喪失児に関する過去の研究は家庭を改善して家族全体が生活をともにするように計画せず、むしろ簡単に子どもを他の場所で保護することを考えた。これは反省を要する重大な過失である。」²¹⁾とも指摘している。子どもを権利主体として、その最善の利益を追求する場合に自ずと導かれる「当たり前」の結論ではあるが、多くの国でいまだ十分に実践されていないことを考えると、非常に重要な指摘であるといえる。

「直接的社会医療的援助」としては経済的には安定していても家庭内の身体的精神的疾患を持つ親がいる場合には、母子同伴で過ごせる保養所が適切であることを、既に実施している施設の例も挙げながら述べている。「長期社会経済的改善」の提言としては先に挙げた貧困問題改善策を挙げている。「長期社会医療的改善」としては、身体医学における予防医学同様、精神衛生の重要性とその取り組みのための専門家教育の必要性を指摘した。

さらに代用(代替)家族として養子縁組、養育ホーム、里親の適切な運用について具体的に述べながらも、子どもが代用家族の下におかれている場合であっても、常に家族再統合を第一に考えながら、親、子ども双方へのケースワークが必要であることや、里親委託に適さない子どものための専門化した小規模治療施設の必要性についても述べている。里親委託に適する条件、適さない条件、また施設養護が適すると考えられる条件についても具体的に列挙されており、ここに述べられたこ

とが後に英国で児童福祉に関わる専門家たちの実践の基礎を作ったものと考えられる²²⁾。

当時の児童福祉領域への具体的な影響としては、乳幼児社会的養護への影響が挙げられる。ホルマンによれば、1948年児童法の基盤となったカーティス委員会は、当時保健上のニーズを理由に3歳未満児の入所保育施設の意義を認めていたが、ボウルビィは「乳幼児入所保育施設は乳幼児に十分な情緒的環境を提供できない」と反論した。その後、児童ケア業界はボウルビィを支持し、50年代までには内務省も児童乳幼児入所保育施設を閉鎖し、乳幼児は里親委託するよう奨励していたという²³⁾。

また、社会経済的援助・改善については、ボウルビィによって重要事項として当初より指摘されていたものの、英国においてもその実践は難しく、ホルマンによれば「予防という考え方—児童を家族から引き離さなくてもよいように予防することや、一旦引き離してもすぐに家庭復帰させること—は萌芽期にあった。考え方は存在したものの、実践されることはほとんどなかった」という。また、1948年児童法は児童を親許から引き離すこと、およびケア託置児童の処遇(選択肢)法に焦点を定めており、予防の問題は努力規定として示されているだけであった。その後、予防的志向はボウルビィの主張に支持され²⁴⁾、1963年児童青少年法第一条によって予防事業の位置づけが明確化された。これによって物品や金銭による支援のための予算も確保され、予防事業が推進されるようになったという²⁵⁾。

ホルマンは予防事業の目的を7つに整理²⁶⁾しているが、その中には「親許を離れて公的ケアへ導入されることを予防する」や「子どもが家族の貧困から生じる不利益を被ることを予防する」などボウルビィが示した社会経済的援助・改善と同様の内容も含まれている。

さらに、当時のワーカーからは以下のような言葉も聞かれたという。「児童は親許に在るべきだという感覚が常にありました。児童と家族のつながりを維持しなければならぬと叩き込まれました。最も避けるべきことは児童のケア託置であるという文化が浸透していました。後の時代に登場してきた児童をすぐに安全な場所に移すという文化は

存在していませんでした。」²⁷⁾

このようにボウルビィの発言が社会的養護システムの変革、児童ソーシャルワーカーの実践に大きく影響していたと考えられるが、これについてはイエロリー(Yellooly)はじめ、さまざまな研究者により指摘されている。

2-3. 児童福祉専門家養成への貢献

ボウルビィは自身の研究により、ソーシャルワーカーの働きによる子どもと家族への影響の大きさに気づき児童福祉分野のワーカーのために心理学的な理解とトレーニングのさらなる必要性を明確に示した。ボウルビィは既存の精神科ソーシャルワーカー養成課程(university mental health course)では不十分であるとして、タピストック・クリニック上級コースにおいては、精神力動的心理学の体系的習得を進め、特に幼少期の経験が成人後の人格形成に及ぼす影響について教授した。注意深くスーパーバイズされた実践を通して、ケースワークという関係に影響を与える無意識の要因について、より敏感になり理解できるようになることが受講者には望まれた²⁸⁾。

ボウルビィはこのソーシャルケースワーク研修課程の設立を通して、英国における指導的立場のソーシャルワーカーの輩出に寄与した。彼は1951年報告によって児童福祉、社会的養護の進むべき方向性を具体的に明示するとともに、それを受け取り実際に現場で展開する人材の養成にも力を注いだのである。このことが英国のその後の児童福祉の発展に大きな影響を与えたと考えられる。

3. ボウルビィ以降の展開 ～「施設養護か家庭養護か」の問題

ボウルビィは1951年報告の中で『『不良な家庭は良い施設にまざる』というセースやシモンセンの研究は決定的なものではない。要するに、どの程度不良な家庭か、また、どの程度良い施設かが問題である。』²⁹⁾と述べている。社会的養護について施設養護と家庭養護のどちらがより適切かが問題にされることが多いが、この問題を考える際に非常に重要な指摘であると考えられる。具体的に一人一人の子どもがどのようなケアを受けられているか

ということこそが重要といえるであろう。

3-1. 高水準ケア施設についての研究³⁰⁾

ボウルビィの1951年報告以降、多くの実証的研究がなされた。中でも、ケア水準の高い施設における子どもへの影響や施設養護から家庭養護へ移行した子どもたちの経過、施設養護を経験していない対照群との比較などから、施設養育の何が問題であり、どのような影響があるのかについて明らかにすべく取り組まれた実証的研究としてTizard(1970, 1975, 1978, 1989a, 1989b)³¹⁾³²⁾³³⁾³⁴⁾³⁵⁾が挙げられる。

これら一連の研究は、70年代の英国において、乳幼児期に高水準の施設でケアを受けた子どもたちを縦断的に追跡調査したものである。先行研究との違いはケア水準の高い施設を選び、長期にわたってその影響をアタッチメントの問題、社会性、行動上の発達、認知機能の発達の領域で調査したことである。乳幼児期の施設養護は、その後のアタッチメントや対人社会性に影響しており、施設養護経験のない対照群との比較では、乳幼児期に施設養護経験を持つ子どもには行動や感情の問題が見られた。また、過剰に大人の注目を求めたり、仲間関係で問題を抱えるといった特徴も明らかにされた。さらに、家族関係について16歳時点での評価では、養子縁組された子どもでは一般家庭の子どもとかわらなかったが、実家庭に再統合された子どもは困難を抱えており、実家庭への再統合が必ずしも良好な結果につながらないことも確認された。子どもが家庭的環境に置かれることで自動的に良い結果がもたらされるものではないこと、つまり、子どもが実際にどのようなケアを受けられるかが重要であることが示されたといえるだろう。

また、認知機能の発達については1950-60年代の研究では施設のケア水準の低さもあり乳幼児期に施設養護を受けた子どもの認知機能は大きく遅れ、その影響は引き続くものとされてきた。しかし、一連の研究結果からは、認知機能について施設養護は初期の研究に見られたように長期にわたる壊滅的な影響を与えるわけではないと結論づけられた。ただ、これについてはブラウンらの報告書にある以下の指摘³⁶⁾に留意する必要がある。こ

の研究においては施設ケアの水準が高かったこと。そして、施設に居続けた子どもも平均的知能を獲得していたが、最も高い知能を獲得し、その後12年間にわたって維持したのは生後4歳半までに養子縁組された子どもであり、4歳半以降に養子縁組された子どもでは同様の効果は見られなかったこと。ボウルビーが課題とした安全限界についての知見がここに示されている。

その後、1990年代に入り、ルーマニア孤児の問題が明らかにされ各国がその支援に乗り出した際に取り組みられた実証的研究が、ボウルビー1951年報告から続く研究成果にさらなる知見を加え、新たな実践の展開につながっていく。

3-2. The English and Romanian Adoptees (ERA) Study³⁷⁾

ルーマニア孤児の問題への介入に関連する大規模な研究は他にも米国、カナダなどで取り組まれたものもあるが、ここでは英国の研究チームによるERAについてまとめる。

ルーマニアでは1980年代には中絶が非合法とされ、非常に多くの子どもが施設に措置されていた。貧困率が高く施設ケアはやむを得ない選択肢とされていた。1989年12月、チャウシェスク政権が崩壊し、施設における悲惨な状況が西欧のメディアで広く報告され、英国では国際養子縁組の形でルーマニアの子どもを自国に受入れた。ラターを中心とした研究チームによって1992年からその後の状況が長期にわたってフォローされ、幼少期の大規模施設での生活が与える子どもの心身への影響が明らかにされつつある。この研究では施設でのデプリベーション (institutional deprivation) の影響が調査されているが、「ケア提供者の頻繁な交代と子どもが当然しているべき経験の欠如」がこの研究における施設養護の特徴であるとされた。結果としては以下4つの傾向がその影響として挙げられている。

- ①疑似自閉症 (Quasi-autism) : 自閉症様の特徴が4~6歳で弱まる。社会性の程度、コミュニケーションにおける自発性と柔軟性の点で自閉症とは異なる。
- ②脱抑制型アタッチメント (Disinhibited

attachment) : 慣れない大人への不適切な接近、見知らぬ人に対する警戒心の欠如、不慣れた場面でもケア提供者を頼りにしない。

- ③不注意・過活動 (Inattention/overactivity) ADHDと多くの類似性あり。
- ④認知機能障害 (cognitive impairment)

また、生後半年までに個別ケアに移行することが特に重要とされたが、個別ケア移行後も数年間は改善が続き、回復のプロセスは従来考えられているよりも長いとの指摘もなされている。上記4つの傾向は、それぞれ顕著な変化をみせながらも、15才まではある程度その特徴がみられたという。

一方ERA研究は「国際養子縁組」という問題を背負い続けていることにも留意する必要がある。他の研究グループからは、ERAは国際養子縁組された子どもを対象としているためにセレクションバイアスを避けられず、結果の妥当性については問題を指摘されてもいる³⁸⁾。

また、ERAの成果がまとめられた “Policy and Practice Implications from the English and Romanian Adoptees (ERA) Study: Forty Five Key Questions” の中で施設でのデプリベーションをなくすために必要なことが以下5点にまとめられている。ボウルビーが1951年報告第二部で掲げた内容をエビデンスに基づいた研究結果も支持することを示す内容と考えられる。同時に、現在もまだこの問題が課題として存在し続けていることが示されているともいえるだろう。

- ①社会は何らかの形で家庭外でのケアが継続して必要とされるような状況 (極端な貧困や戦争、内戦など) を防ぐことに関心を持たなければならない。
- ②施設の状況を改善するという積極的な方法が必要とされている。
- ③質の良い里親でのケアや養子縁組を提供することは (困難だが) 望ましいことである。
- ④実の親が適切に子どもに対応し、養育上の挫折 (崩壊) を避けることができるように、より良い支援の提供をめざして多くの努力がなされるべきである。
- ⑤世界中どの社会においても、子どもの養育や親ではない者が養育する場合のよりよい対価について、高い価値を置くべきである。

3-3. Daphne programme

ERAをはじめとするルーマニア孤児研究による知見の集積はボウルビィからの流れの中に位置づけることができるであろう。そしてDaphne programme(以下DPと略す)は、これらを総括するものと考えられる。DPとは、ボウルビィから続く社会的養護に関する理論的、実践的流れを包括し、現在に生かすべく英国のバーミンガム大学が中心となってEU、WHOとも連携して取り組まれたEU加盟国での5歳未満児集団施設養護廃止への段階的移行計画である。

DPレポートは「20世紀の終わり25年間にヨーロッパの国のいくつかにおいて大規模孤児院など施設ケアの減少がもたらされたのはこのボウルビィの提言によるものであった」と認識したうえで、未だに施設ケアに重点が置かれている欧州各国の3歳未満児の社会的養護に関する状況、問題点を把握し、「親(親代理的養育者)を欠いたままで3歳未満児を入所ケア施設に委託することは絶対に避けなければならない」ということを、児童の養護及び虐待防止の最優先原則とするよう勧告している。また、質の高い施設ケアが緊急介入手段として利用される場合でも、委託期間が3ヶ月以上にわたらぬように勧告している³⁹⁾。

具体的には、ヨーロッパにおける乳幼児の社会的養護の現状については、50年以上にわたって施設ケアの子どもの発達への悪影響が明らかにされてきたにもかかわらず、いまだにヨーロッパの多くの国で施設依存の状況にあるとされる。これまで厳密な調査も行われず、報告もなかったが、EU/WHOとUNICEFがそれぞれ2002年までのデータを用いて実施した調査ではWHOヨーロッパ地域の46か国において、施設で生活する3歳未満の子どもの数は43842人(14.4/10000)であった⁴⁰⁾。

また、この研究においては1940年から2002年までの文献を考察し、単に脱施設化を進めるのではなく、施設における養育機能のどの部分が問題かを検証し、一方で、子どもの最善の利益(発達)のための環境として適切かどうかを見極め、不適切な場合には対象となる子どもが不利益を被る可能性に十分配慮しつつ、様々な準備を重ねて対応を進めるという方向性を明確にしている⁴¹⁾。

さらに、この研究成果は児童の代替的養護に関

する指針(2009)第22条⁴²⁾にも以下のように取り入れられている。「22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。」

3-4. 10 step model⁴³⁾

ヨーロッパにおける乳幼児社会的養護の実態調査やすでに脱施設化に向けて取り組まれた実践例を十分検討し、さらに様々に配慮された具体的な対応がマニュアル化された。この中では脱施設化にかかわる施設職員への注意深い配慮もなされている⁴⁴⁾。

10 step model は Hope and Homes for Children(UK)の Georgette Mulheirらのルーマニアでの活動⁴⁵⁾をもとにまとめられたものであり、これまでの成果から得られた発見や優れた実践について広く知らせるためにトレーニング・インフォメーションパックが作成された。これをもとにニーズのある各国で関係者への研修が実施された。

10 step modelの実践にあたって重要なこととしては、子どもの移行については時間をかけて丁寧に進めること。そして、子どもを施設から退所させることだけを考えるのではなく、施設に入所してくる子どもの数を減らすこと、子どもが実家庭での生活を続けられるような支援や、家庭養護に直接委託されるような支援で施設養護への入り口をコントロールすることが挙げられる⁴⁶⁾。DPは脱施設化を謳ってはいるものの、内容としては子どもの最善の利益(発達)保障のための社会的養護体制づくりを目指しており、単純に施設閉鎖を目的とするような取り組みではなく、コミュニティサービスの充実等も含む包括的な取り組みといえる。

また、10 step modelよりも前に脱施設化についてまとめられた報告書がTobis(2000)「中欧・東欧、

旧ソ連における施設養護からコミュニティを基盤とするケアサービスへの移行」⁴⁷⁾である。中東欧、旧ソ連における施設依存問題（コミュニティを基盤とするサービスの未整備）は施設入所児の身体、情緒、認知の発達の遅れや社会からの隔絶と関連し、市場経済への移行に際してはさらなる施設入所児童数の増加が危惧された。同様の経済的社会的状況を経過し施設養護からコミュニティを基盤とするケアへの移行を果たしてきた資本主義国の経験をもとに、中欧・東欧、旧ソ連の国々の社会的養護が同様の移行を成し遂げるために次の6つのステップが提示されている。

- ①人々の考えを変え、コミュニティサポートへの方向付けをする。
- ②コミュニティ志向の社会福祉資源を後押しする。
- ③コミュニティを基盤とした社会サービスのパイロットプロジェクトを立ち上げる。
- ④パイロットプロジェクトを利用することで施設入所となる子どもの流れを止め、子どもを地域へ再統合する。
- ⑤施設については再デザイン、転用、閉鎖を検討する。
- ⑥コミュニティを基盤とした社会サービスを可能にする国レベルのシステムを構築する。

10 step modelの原型とも考えられる内容であるが、ステップ④で施設入所とならないようコミュニティを基盤としたケア体制をまずは充実させる必要があると明示されていることに注目したい。10 step modelにおいても施設入所の入り口をいかにコントロールできるかが重要な課題としてとらえられているが、ボウルビィも1951年報告で同じ指摘をしており、社会的養護におけるコミュニティを基盤とした家庭養護の推進にあたっては、非常に重要なステップであると考えられる。

3-5. Fair Start project⁴⁸⁾

これまでの実証的研究の成果から、子ども（特に乳幼児）については家庭養護がよりよいことが明らかにされてきたが、実践面では以下のような二つの問題が残される⁴⁹⁾との指摘がある。

- ①多くの国で今後もしばらくの間、残るであろう施設で生活する子どもたちにどう対応するのか。
- ②拡大する里親委託の質をどう維持していくのか。

ルーマニアでは後者の問題が持ち上がっているという。

また、災害や戦争、社会の変化によって社会的養護を必要とする子どもの急激な増大に対しては一時的であれ施設を使用しなければならないこともあり、さらに、里親委託や養子縁組家庭において対応の難しい子どもの増加という問題も生じているとされる。この問題を解決すべく取り組み始められたのがデンマークのNiels Peter RygaardによるFair Start projectである。

すでに家庭外におかれた子ども、特に乳幼児に十分なケアを与えることがFair Start projectの目的とされる。機能的孤児（実際には親が存在）をケアする人たちのケア水準の向上を主な目的とし、児童ケア施設、孤児院、里親家庭のための発展的プログラムである。日常生活における子どもの専門的なケアスキル向上のための実践と施設管理者も巻き込んだ組織としての発展を合わせたプログラムとなっていることが特徴である。実際にはインターネットを利用して無料で受講可能であり、1回およそ2時間、全部で15回のセッションで構成されている。

このプログラムについては、以下のようにその位置づけが明確にされていることに注意を促したい。

「(社会的養護にある)5人中4人の子どもには実親がいるという事実は家族が子どもと一緒に居続けられるような集中的支援が必要とされていることを示している。しかしながら、このことはEUにおいても一般的に優先されることは少なく、政府が優先度を上げることも一般的でなかった。今回のプロジェクトではこの部分については取り組めていない。」

また、このプログラムについては以下のような基本的方針⁵⁰⁾が挙げられている。

- (施設や里親家庭など)地域の支援者と適切なケア実践の発展のために積極的に協働して取り組むこと
- 実践を発展させるためにすでに地域にある子どもケアの伝統を利用すること
- 日々の刺激によって幼い子どもの脳の活動を向上・発達させること
- 子どもに安全なアタッチメント形成を促進する

ために一貫したケア提供を発展させること

- どのような日常業務の中にも社会的相互作用が存在するという事に気づき、実践すること
- 健康的なアタッチメントとソーシャルスキルを促進するために子どものための家庭的集団作りをすること
- アタッチメントと社会性発達のために家庭的集団の中で(同胞的)仲間関係を大切にすること
- 子どもに基本的な社会的、情緒的、認知的な学習の機会を提供すること
- 子どもを社会生活に参加させ、施設や里親家庭と地元地域との間のやり取りの機会を作り出すこと

このプログラムは家庭養護と施設養護のどちらかにこだわるよりは、実際に子どもに必要なケアに焦点化しており、また、このプログラムでは対応できていない問題、実家庭に居続けることができるようにするための取り組みを明確に意識している点で、非常に注意深く子どものニーズに添って問題を解決しようとしているように思われる。里親委託等コミュニティでの支援が可能になるようなシステムが整備されることで、実家庭での養育継続や家族再統合にもとり組みやすくなると考えられる。このプログラムを子どものニーズに合わせてながら実施していくことで予防的な対応も可能になると考える。

虐待予防については、1次予防として虐待の発生予防、2次予防として虐待の早期発見・早期対応、そして3次予防として虐待への治療的対応や再発防止等が挙げられる。虐待予防の観点からは3次予防と考えられる社会的養護がコミュニティを基盤とした家庭養護に移行していくためには、家庭養護を支えるシステムがコミュニティの中になければならない。そして、この3次予防において子ども(特に乳幼児)に最善の利益をもたらすシステムは、子どもが実家庭で生活できなくなることを防ぐ1次予防にも、まさに必要とされるものである。また、そのシステムはさらに広く子育て家庭を支援するものともなるであろう。

社会的養護下にある子どものニーズは、少数者の特別なものではなく、全ての子どもと家庭にとってのニーズであると考えられないだろうか。10 step modelの第一段階「人々の問題意識を高め

る(Raising awareness)」ではこのような考えを共有することが重要ではないかと筆者は考える。

4. まとめ

ボウルビィの1951年報告が英国をはじめとして欧州の他の国々における乳幼児社会的養護に与えた影響は計り知れない。1951年報告書の中でさらなる課題とされた施設養護の影響の確認はルーマニア孤児にかかわるERA等の実証的研究が引き継ぐ形でなされつつある。一方でボウルビィが課題として挙げていた公衆衛生的対応、予防やマクロシステムでの対応についても10 step modelやFair Start projectに見られるように具体的方向性が探られ始めている。ボウルビィについては、我が国で最も注目されてきた心理学領域での功績だけではなく、児童福祉、社会的養護の領域における功績の評価もなされるべきであろう。今後は子どもの最善の利益につなげることを意識しながら、本稿で取り上げたボウルビィに続く形で展開されている乳幼児社会的養護、地域でのケアに関する実践の評価をしていく必要があると考える。

ボウルビィが1951年に提示した「愛情喪失児に関する過去の研究は家庭を改善して家族全体が生活をともにするように計画せず、むしろ簡単に子どもを他の場所で保護することを考えた。これは反省を要する重大な過失である。」という指摘に対しては、未だ具体的な対応がなされていないことも多いと思われる。今後、社会的養護において家庭的養護の推進を図るに際しては、「子どもが実家庭で生活を続けられるような予防的施策」の充実についても十分検討していく必要がある。家庭養護を実現するために必要となるコミュニティにおける支援システムが、子どもが実家庭での安全安心な生活を続けるためにも有用であることに気づき、共通のニーズとしてその充足に向けて取り組む必要がある。

注

- 1) ホルマン, B. 2001『近代児童福祉のパイオニア』福知栄子ほか訳、法律文化社、2007年、p i
- 2) ホルマン, B. 1996『社会的共同親と養護児童』津崎哲雄・山川和宏訳、明石書店、2001年、

- p. 151
- 3) 津崎哲雄『ソーシャルワークと社会福祉—イギリス地方自治体ソーシャルワークの成立と展開』明石書店、2003年、p. 266
 - 4) ボウルビィ, J. 1951『乳幼児の精神衛生』黒田実郎訳、岩崎学術出版、1967年
 - 5) Yelloly, et al. Social work theory and Psychoanalysis, Van nostrand reinhold company, 1980, p. 77
 - 6) Yelloly, et al. Socialwork And the Legacy of Freud Psychoanalysis and its Uses, Macmillan education LTD, 1988, p. 8
 - 7) Browne, K., et al. Mapping the number and characteristics of children under three in institutions across Europe at risk of harm, European commission Daphne programme, Published by University of Bermingham, 2005a, p. 5
 - 8) 久保田まり「愛着研究はどのように進んできたか」『そだちの科学』7日本評論社、2006年、pp. 2-3
 - 9) ボウルビィ1951上掲書 pp. 54-58
 - 10) ラター, M. 1972『母親剥奪理論の功罪』北見芳雄他訳、誠信書房、1979年
 - 11) ラター, M. 1980『続母親剥奪理論の功罪』北見芳雄他訳、誠信書房、1984年
 - 12) Rutter, M., et al. “Recovery and deficit following profound early deprivation” In: P. Selman (Ed.) Intercountry adoption: Developments, trends and perspectives London: British Association for Adoption and Fostering, 2000, pp. 107-125
 - 13) ボウルビィ1951上掲書 pp. 59-156
 - 14) 同上 p. 63
 - 15) 同上 p. 76
 - 16) 同上 p. 83
 - 17) 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困』明石書店、2008年、p. 25
松本によれば、意見書の内容としては貧困層の存在、貧困が子どもの健康や学業達成に負の影響を与える研究結果と共に、家族手当の増額をいくつかの場合に分けて試算した具体的な政策提案がなされており、実践家40人の
 - 連名で提出された。その中にボウルビィの名前があるという。
 - 18) 山野良一『子どもの最貧国日本』光文社新書、2008年、p. 272
 - 19) 浅井・松本・湯澤上掲書 p. 19
松本によれば、日本政府が公的な貧困測定を打ち切ったのは1965年であり、これは英米での「貧困の再発見」の時期に相当する。また、その後貧困研究と政策提言に大きな役割を果たすことになる運動団体である「子どもの貧困と闘うグループ (CPAG)」が設立されたのも1965年であるという。さらに松本は「日本で貧困への関心が低下していった時期は、他の先進工業国では逆に貧困への関心が再び高まった時期なのである」と指摘する。
 - 20) ボウルビィ1951 上掲書 pp. 78-86
 - 21) 同上p. 63
 - 22) 同上pp. 96-125
 - 23) ホルマン1996 上掲書 pp. 129-130
 - 24) 同上pp. 209-211
 - 25) 同上pp. 216-218
 - 26) 同上p. 228
 - 27) 同上p. 238
 - 28) 津崎2003上掲書pp. 278-280とYelloly1980上掲書pp. 79-81
 - 29) ボウルビィ1951上掲書 p. 61
 - 30) Browne, k., et al. 2005a 上掲書 pp. 9-28 を参考に、筆者が31) ~35)の原著論文も確認しながら以下記載。
 - 31) Tizard, B., et al. “Cognitive development of young children in residential care: A study of children aged 24 months” Journal of Child Psychology & Psychiatry 11, 1970, pp. 177-186
 - 32) Tizard, B., et al. “The effect of early institutional rearing on the behavior problems and affectional relationships of four-year-old children” Journal of Child psychology & psychiatry 16, 1975, pp. 61-73
 - 33) Tizard, B., et al. “The effect of early institutional rearing on the development of eight year old children” Journal of Child Psychology & Psychiatry 19, 1978,

- pp. 99-118
- 34) Hodges, J., & Tizard, B. “Social and family relationships of ex-institutional adolescents” Journal of Child psychology & psychiatry 30(1), 1989a, pp. 77-97
- 35) Hodges, J., & Tizard, B. “IQ and behavioural adjustment of ex-institutional adolescents” Journal of Child psychology & psychiatry 30(1), 1989b, pp. 53-75
- 36) Browne, k., et al. 2005a 上掲書 p. 21
- 37) Rutter, M., et al. Policy and Practice Implications from the English and Romanian Adoptees (ERA) Study : Forty Five Key Questions British Association for Adoption & Fostering (BAAF), 2009aの内容から筆者が翻訳、要約して以下記載。
- 38) Nelson, C. A., et al. “Cognitive recovery in socially deprived young children: the Bucharest Early Intervention Project” Science 318, 2007, pp. 1937-1940
- 39) Browne, K., et al. 2005a上掲書
- 40) Browne, K., et al. “Overuse of institutional care for children in Europe” BMJ;332, 2006, pp. 485-487
- 41) Browne, K., et al. Identifying best practice in deinstitutionalisation of children under five from European institutions, European Union Daphne programme, Final Report No. 2003/046/C, 2005b
- 42) 国連第3委員会報告 (A/64/434) 国連総会採択決議64/142. 児童の代替的養護に関する指針、2009年12月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳
- 43) ブラウン, K. 2009『乳幼児が施設養育で損なわれる危険性』津崎哲雄訳、英国ソーシャルワーク研究会・翻訳資料第20号、2010、pp. 24-25 より ten step model についての表を転載する(表1)。
なお表題の文献については以下参照
Mulheir, G., Browne, K. De-institutionalising and Transforming Children’s Services: A Guide to Good Practice, University of Birmingham press, 2007

表1 脱施設化して子どもサービスを変貌させる10段階モデル (Mulheir and Browne, 2007)

第一段階 人々の問題意識を高める Raising awareness	乳幼児施設養育の弊害と子どもの発達への悪影響について市民・国民の意識を高める。
第二段階 改革過程のマネジメント Managing the process	効率のよい多専門職協働プロジェクト・マネジメントチームを立ち上げ(国家レベルと地方レベル)、一、二の地域あるいは施設においてパイロットプロジェクトを実施する。
第三段階 国レベルの実態調査 Country level audit	施設養育の特質や広がりに関する全国規模の実態調査を行い、施設養育されている子どもの人数や特性を確定する。
第四段階 施設レベルの実態分析 Analysis at institution level	施設ごとに入・退所、在所期間、入所児の個別ニーズのアセスメント実施状況などについて、データ収集と分析を行う。
第五段階 施設に代わる代替サービスの設計 Design of alternative services	子どもの個別ニーズに基づく代替的サービスを設計するとともに、現在利用可能な家族基盤型養育サービス(たとえば、遺棄可能性のある親への母子ユニット)および新たに開発する必要があるサービス(たとえば、障がい児のためのデイケアや里親委託)についてアセスメントを行う。
第六段階 資源移管の計画立案 Plan transfer of resources	資源(財政的・人的・資材設備的)の移管のためにマネジメント計画や実務機構を立ち上げる。財政は常に子どもについて回らねばならない。

第七段階 子どもの移送準備と移送実施 Preparing and moving children	個別的ニーズと治療計画に基づく子どもと彼らの所有物の移送準備と移送実施、新たな委託先での子どものニーズとその充足計画を新たな養育者の能力とマッチさせること、移送手順は子どもの権利を尊重し、彼らの最善の利益に資するものでなければならない。
第八段階 職員の異動準備と異動実施 Preparing and moving staff	変貌する子どもサービスが求める職員のスキル、研修ニーズ、期待感などをアセスメントすることによって、職員の異動を準備し、異動を実施する。
第九段階 ロジスティックス (細部仕上げ計画) Logistics	ある施設、ある地域を関与させたパイロット・プロジェクトの成功事例を全国戦略計画に格上げするため、慎重に仕上げ計画を練り上げる。
第十段階 モニターと事後評価 Monitoring and evaluation	施設養育から家族基盤型養育に子どもを移す事業をモニターしたり支援するため、社会的養護児童の国家データベースを立ち上げる。これには、保健医療・社会福祉の職員が、施設養育から離れ、新たに委託された子どもを養育している家族を訪問し、子どもの養育・治療計画に沿って適切に発達しているかアセスメント・モニター・事後評価を行うことが伴わなければならない。

44) Mulheir, G., Browne, K. 2007 上掲書

45) Hope and Homes for Children (<http://www.hopeandhomes.org>) 中欧、東欧、アフリカにおける孤児院の脱施設化に取り組む英国のチャリティ(慈善団体)。Mulheir 女史はその後、別の同様のチャリティである Lumos (<http://www.lumos.org.uk/>) において最高責任者 (CEO) として活躍している。

46) 拙稿「社会的養護の動向と喫緊の課題—『今を生きる子ども』の最善の利益から考える—」『信州公衆衛生雑誌』6(2)、2012年、pp. 116-118 に詳細を記述した。

47) David Tobis Moving from Residential Institutions to Community-Based Social Services in Central And Eastern Europe And the Former Soviet Union The World Bank, 2000

48) <http://www.fairstart.net/>参照

49) http://www.fairstart.net/doc/recomm_for_euc.pdf “Contribution to EU policies” p. 3

50) Rygaard, N.P. and Bodil Husted, the Fair Start Project Group HANDBOOK FOR USERS OF THE FAIR START PROGRAM 2008, p. 8 (<http://www.fairstart.net/>から入手可能)

引用・参考文献

1. Browne, K., et al. Mapping the number and characteristics of children under three in institutions across Europe at risk of harm, European commission Daphne programme, Published by University of Bermingham, 2005a
2. Browne, K., et al. Identifying best practice in deinstitutionalisation of children under five from European institutions, European Union Daphne programme, Final Report No. 2003/046/C, 2005b
3. Browne, K., et al. “Overuse of institutional care for children in Europe” BMJ;332, 2006, pp. 485-487
4. Curtis Committee. The Report of the Care of Children Committee, HMSO, 1946
5. David Tobis. Moving from Residential Institutions to Community-Based Social Services in Central And Eastern Europe And the Former Soviet Union, The World Bank, 2000
6. Hodges, J., & Tizard, B. “Social and family relationships of ex-institutional

- adolescents” Journal of Child psychology & psychiatry 30(1), 1989a, pp. 77-97
7. Hodges, J., & Tizard, B. “IQ and behavioural adjustment of ex-institutional adolescents” Journal of Child psychology & psychiatry 30(1), 1989b, pp. 53-75
 8. Mulheir, G., Browne, K. De-institutionalising and Transforming Children’s Services: A Guide to Good Practice, University of Birmingham press, 2007
 9. Nelson, C. A., et al. “Cognitive recovery in socially deprived young children: the Bucharest Early Intervention Project” Science 318, 2007, pp. 1937-1940
 10. N. P. Rygaard and Bodil Husted, the Fair Start Project Group, HANDBOOK FOR USERS OF THE FAIR START PROGRAM, 2010
 11. O’connor, T. G., Rutter, M., & The English and Romanian Adoptees Study Team. “Attachment disorder behavior following early severe deprivation: Extension and Longitudinal Follow-up” Journal of the American Academy of Child & Adolescent Psychiatry 39(6), 2000
 12. Rutter, M., & The English and Romanian Adoptees Study team. “Developmental catch-up, and deficit, following adoption after severe global early privation” Journal of Child Psychology & Psychiatry 39(4), 1998
 13. Rutter, M., et al. ” Quasi-autistic Patterns Following Severe Early Global Privation” Journal of Child Psychology & Psychiatry 40(4), 1998
 14. Rutter, M., et al. “Recovery and deficit following profound early deprivation” In: P. Selman (Ed.) Intercountry adoption: Developments, trends and perspectives London: British Association for Adoption and Fostering, 2000
 15. Rutter, M., et al. Policy and Practice Implications from the English and Romanian Adoptees (ERA) Study : Forty Five Key Questions British Association for Adoption & Fostering (BAAF), 2009a
 16. Rutter, M., et al. “Effects of profound early institutional deprivation: an overview of findings from a UK longitudinal study of Romanian adoptees” In: G. M. Wrobel & B. Neil (Eds.) International Advances in Adoption Research for Practice. Chichester, UK: Wiley-Blackwell, 2009b, pp. 147-168
 17. Rygaard, N. P. and Bodil Husted, the Fair Start Project Group HANDBOOK FOR USERS OF THE FAIR START PROGRAM 2008
 18. Tizard, B., et al. “Cognitive development of young children in residential care: A study of children aged 24 months” Journal of Child Psychology & Psychiatry 11, 1970, pp. 177-186
 19. Tizard, B., et al. “The effect of early institutional rearing on the behavior problems and affectional relationships of four-year-old children” Journal of Child psychology & psychiatry 16, 1975, pp. 61-73
 20. Tizard, B., et al. “The effect of early institutional rearing on the development of eight year old children” Journal of Child Psychology & Psychiatry 19, 1978, pp. 99-118
 21. Yelloly, et al. Social work theory and Psychoanalysis, Van nostrand reinhold company, 1980
 22. Yelloly, et al. Socialwork And the Legacy of Freud Psychoanalysis and its Uses, Macmillan education LTD, 1988

邦語文献

1. 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困』明石書店、2008年
2. 上鹿渡和宏「社会的養護の動向と喫緊の課題—『今を生きる子ども』の最善の利益から考える—」『信州公衆衛生雑誌』6(2)、2012年、pp. 113-120
3. グッドマン, R. 『日本の児童養護』津崎哲雄訳、明石書店、2006年
4. 久保田まり「愛着研究はどのように進んできたか」『そだちの科学』7 日本評論社、2006年
5. 庄司純一ほか編『アタッチメント - 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐる』明石書店、2008年
6. 津崎哲雄『ソーシャルワークと社会福祉—イギリス地方自治体ソーシャルワークの成立と展開』明石書店、2003年
7. 津崎哲雄『この国の子どもたち要保護児童社会的養護の日本的構築』日本加除出版、2009年
8. 野澤正子「母子関係論と養育援助システムのあり方について」『社会問題研究』44(2)、1995年、pp. 39-59
9. 野澤正子「1950年代のホスピタリズム論争の意味するもの」『社会問題研究』45(2)、1996年、pp. 35-58
10. ボウルビィ, J. 1951『乳幼児の精神衛生』黒田実郎訳、岩崎学術出版、1967年
11. ボウルビィ, J. 1973『母子関係の理論Ⅱ分離不安』黒田実郎他訳、岩崎学術出版、1977年
12. ボウルビィ, J. 1979『母子関係入門』作田勉監訳、星和書店、1981年
13. ボウルビィ, J. 1980『母子関係の理論Ⅲ対象喪失』黒田実郎他訳、岩崎学術出版、1981年
14. ボウルビィ, J. 1988『母と子のアタッチメント』二木武監訳、医歯薬出版株式会社、1993年
15. ホルマン, B. 1996『社会的共同親と養護児童』津崎哲雄・山川和宏訳、明石書店、2001年
16. ホルマン, B. 2001『近代児童福祉のパイオニア』福知栄子ほか訳、法律文化社、2007年
17. 山縣文治、林浩康編『社会的養護の現状と近未来』明石書店、2007年
18. 山野良一『子どもの最貧国日本』光文社新書、2008年
19. ラター, M. 1972『母親剥奪理論の功罪』北見芳雄他訳、誠信書房、1979年
20. ラター, M. 1980『続母親剥奪理論の功罪』北見芳雄他訳、誠信書房、1984年